

令和4年12月1日開会

令和4年第4回  
つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、令和4年第4回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思いをします。

議案説明の前に、去る10月29日にご逝去されました、故伊藤良二議員に対し、哀悼の言葉を申し上げます。

伊藤議員は、体調を崩され、療養に専念されておられるとのことでありましたが、あまりにも突然の訃報に接し、今も信じられません。

顧みれば平成4年3月に住民の厚い支持に支えられ、木造町議会議員に当選し、引き続きつがる市議会議員として務められ、少子高齢化対策、行財政改革など市政全般に対してご提言されるとともに、議会改革特別委員長として、議会改革にも精力的に取り組んでこられたなか、志半ばにしてご逝去なされたことは、無念であったとご推察いたします。

生前のご功績と市政発展へのご尽力に対しまして、尊敬と感謝の意をささげますとともに、謹んでご冥福

をお祈り申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました予算案7件、条例案14件、指定管理者の指定6件、路線案2件、財産の取得1件の、合わせて30件についてご説明申し上げます。

まず、予算案についてご説明申し上げます。

議案第74号、専決処分した「令和4年度つがる市一般会計補正予算（第7号）」は、主に国の事業といたしまして、電力・ガス・食料品等の価格高騰に係る、住民税非課税世帯への現金5万円給付事業費を追加したものであります。

議案第75号、専決処分した「令和4年度つがる市一般会計補正予算（第8号）」は、電力等物価高騰に係る事業者支援を行うため、地方創生臨時交付金を活用し、各種支援事業費を追加したものであり、いずれも早急に措置する必要がありましたので、本職において専決処分したものであります。

議案第76号「令和4年度一般会計補正予算（第9号）案」は、電気料金の高騰など、当初予算に

見込めなかった経費、緊急を要する経費などについて、  
所要の予算措置を講ずることとしたものであります。

その結果、一般会計の予算規模は既決予算に2億  
3,749万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を  
298億1,364万6千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、  
款を追ってご説明申し上げます。

総務費では、ふるさと納税寄附金の増加に対応した  
関連経費を2,370万8千円追加計上しております。

衛生費では、6ヵ月児から4歳児の新型コロナ  
ウイルスワクチン接種に係るシステム改修費を  
154万円計上しております。

農林水産業費及び商工費では、本年4月から9月  
までの減収分に係る指定管理者特別支援金を計上  
しております。

土木費では、木造若緑団地の解体工事設計委託料を  
計上し、来年度早々に解体に着手し、次の段階に速や  
かに進めるよう準備を進めて参ります。

教育費では、小中学校の電気料金及び、指定管理者

特別支援金を追加するとともに、総合体育館の来年4月開館に向けた各種準備経費として1,125万3千円を新たに計上しております。

次に歳入予算について、ご説明申し上げます。

補正予算の主なる財源といたしましては、歳出との関連における国・県支出金のほか、ふるさと納税寄附金の決算見込みを1億円とし、4,600万円を追加計上いたしました。

また、財源調整は財政調整基金からの繰入金により、全体の補正額を調整したところであります。

議案第77号から議案第80号までの令和4年度各特別会計補正予算案4件につきましては、予算特別委員会でのご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第81号から議案第83号までの3件は、いずれも個人情報の保護に関する法律の改正に伴うものであります。

まず、議案第81号「つがる市個人情報の保護に関する法律施行条例案」は、これまで各自治体の条例

により施行してきましたが、今後は官民の全てが国の法律のもとで統一的に運用されることから制定するものであります。

議案第 8 2 号「つがる市情報公開条例の一部を改正する条例案」は、新たに情報公開・個人情報保護審査会条例を制定することから、審査会を規定した条項を削除するものであります。

議案第 8 3 号「つがる市情報公開・個人情報保護審査会条例案」は、審査会の組織及び運用を定めるため制定するものであります。

議案第 8 4 号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案」は、地方公務員法の改正に伴い、定年延長により再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員へ移行されることから、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 5 号「つがる市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例案」は、地方公務員法の改正に伴い、定年が段階的に 6 5 歳に引き上げられることから、関係する条例の改正を行うものであります。

議案第 86 号から議案第 88 号までの 3 件は、いずれも青森県人事委員会の勧告に基づき、改正を行うものであります。

まず、議案第 86 号「つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は、職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定するものであります。

議案第 87 号「つがる市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」は、市長等の期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第 88 号「つがる市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」は、市議会議員の期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第 89 号から議案第 92 号までの 4 件は、いずれも温泉施設に係る入浴料を 350 円に改定するものであります。

議案第 93 号「つがる市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案」は、青森県重度心身

障害者医療費助成事業実施要領の改正に伴い、対象者の居住地特例について、改正を行うものであります。

議案第94号「つがる市総合体育館条例の一部を改正する条例案」は、令和5年4月1日から2か月間をプレオープン期間とするため、施行期日及び使用料の改正を行うものであります。

議案第95号から議案第100号までの6件は、全8施設の指定管理者を指定するものであります。

議案第101号及び議案第102号は、市道の路線を廃止及び認定するものであります。

最後に、議案第103号「財産の取得の件」は、水槽付消防ポンプ自動車を購入するものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御承認、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提出議案の説明といたします。